

日高川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 10,622	千円 10,806,922	千円 272,189	千円 1,352,806	% 12.5	% 12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

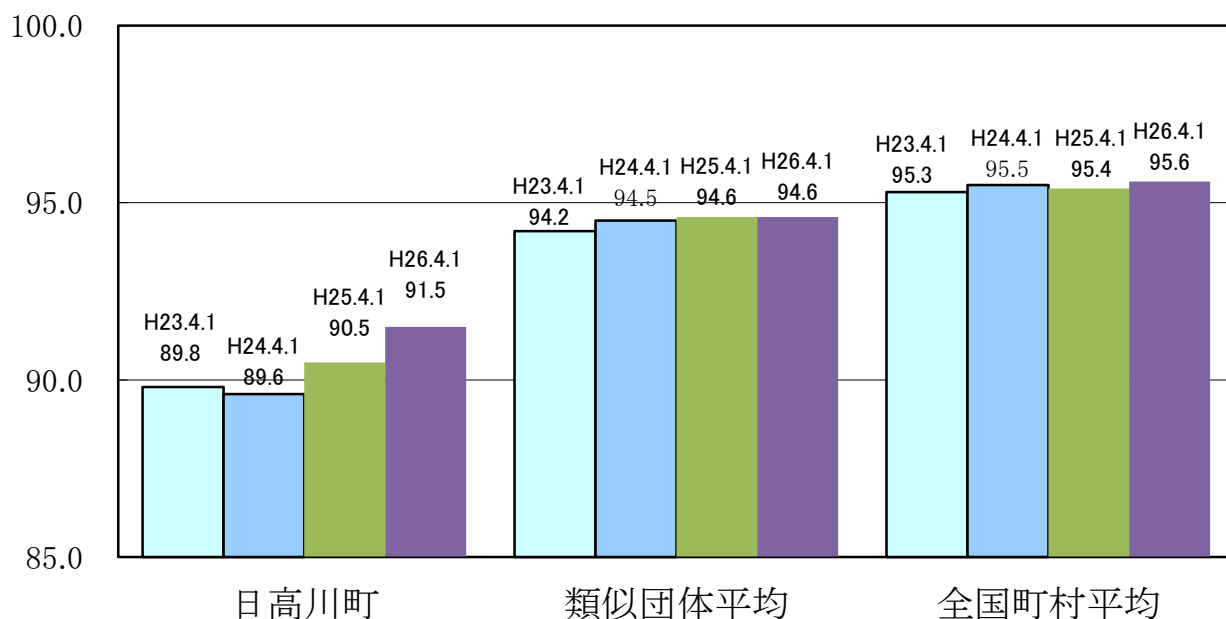
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 176	千円 594,806	千円 71,949	千円 213,777	千円 880,532	千円 5,003	千円 5,459

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施**] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層(1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸)については、引下げなし。高齢層(3級以上の級の高位号俸)については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
 超過勤務手当について、労働基準法に合わせた支給方法を実施。(平成27年4月1日実施)
 通勤手当について、上限距離を30kmから45kmへの引き上げ。(平成27年4月1日実施)
 管理職手当について、引き上げを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高川町	45.5 歳	318,941 円	370,152 円	341,800 円
和歌山県	42.7 歳	333,440 円	408,742 円	367,675 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	309,923 円	349,777 円	334,974 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
日高川町	50.2 歳	19 人	244,079 円	256,418 円	248,400 円				
うち学校給食員	53.6 歳	11 人	246,400 円	253,527 円	253,527 円	調理士	45.9 歳	232,200 円	1.09
うち自動車運転手	50.8 歳	2 人	292,450 円	315,500 円	307,950 円	自動車運転手	61.3 歳	231,200 円	1.36
和歌山県	51.7 歳	220 人	328,845 円	369,822 円	348,375 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	8 人	278,865 円	297,617 円	289,089 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
学校給食員	3,973,324 円	3,127,700 円	1.27
自動車運転手	5,025,400 円	3,324,500 円	1.51

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		日高町	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	141,900 円	—
	中学卒	126,600 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

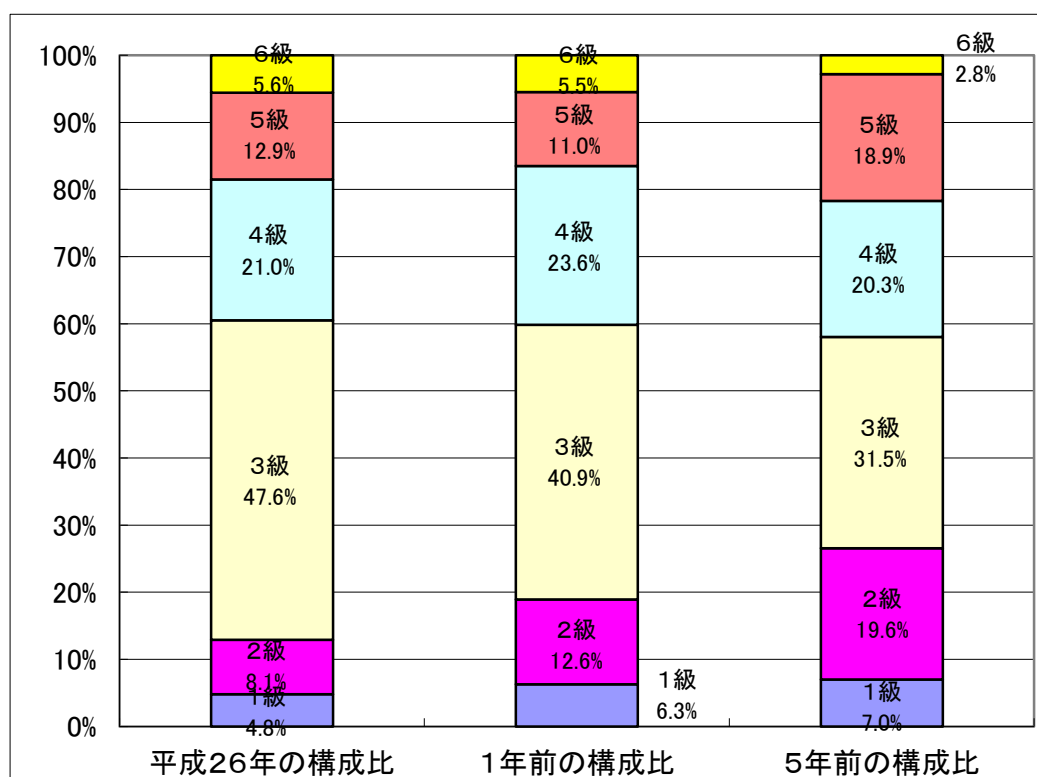
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,300 円	330,600 円	352,000 円	376,300 円
	高校卒	243,200 円	301,800 円	321,100 円	368,100 円
技能労務職	高校卒	201,800 円	244,600 円	260,000 円	295,700 円
	中学卒	184,900 円	240,400 円	— 円	258,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事の職務	7人	5.6%
5級	課長の職務、支所長又はこれに相当する職務	16人	12.9%
4級	副課長の職務又はこれに相当する職務	26人	21.0%
3級	企画員の職務	59人	47.6%
2級	主事の職務	10人	8.1%
1級	主事の職務	6人	4.8%

- (注) 1 日高川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日高川町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,549 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

一律支給

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

日高川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	17,657 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当 該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	15,728 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	128 千円
支給実績（平成24年度決算）	13,178 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	105 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族である配偶者を有する場合 配偶者 13,000円 第1子以降1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合 第1子 11,000円 第2子以降1人につき 6,500円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合 第1子以降1人につき 6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき 5,000円 	同	—	22,881 千円	256,800 円
住居手当	借家、借間の場合 最高27,000円	同	—	2,534 千円	306,000 円
通勤手当	交通機関利用者に運賃相当額を支給。 交通用具使用者には、片道2km以上である時、2kmで2,500円、1km増すごとに700円加算。その額が17,000円を超えるときは、その額と17,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が2,500円を超えるときは2,500円)を加算した額。最高19,500円。	異		17,417 千円	130,800 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 参事、課長、主幹 20,000円 副課長、専門員 15,000円 	異	給料の8%～25%	11,788 千円	202,800 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	700,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	570,000 円	883,000 円/	353,500 円
報 酬	議 長	280,000 円	703,000 円/	326,400 円
	副 議 長	220,000 円	326,000 円/	199,000 円
	議 員	200,000 円	269,000 円/	171,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成25年度支給割合)		
	副 町 長	2.60 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成25年度支給割合)		
	副 議 長	2.60 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	70万円×在職月数×0.433	14,548,800 円	在職中通算、任期毎の選択制
	備 考	57万円×在職月数×0.258	7,058,880 円	在職中通算、任期毎の選択制

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

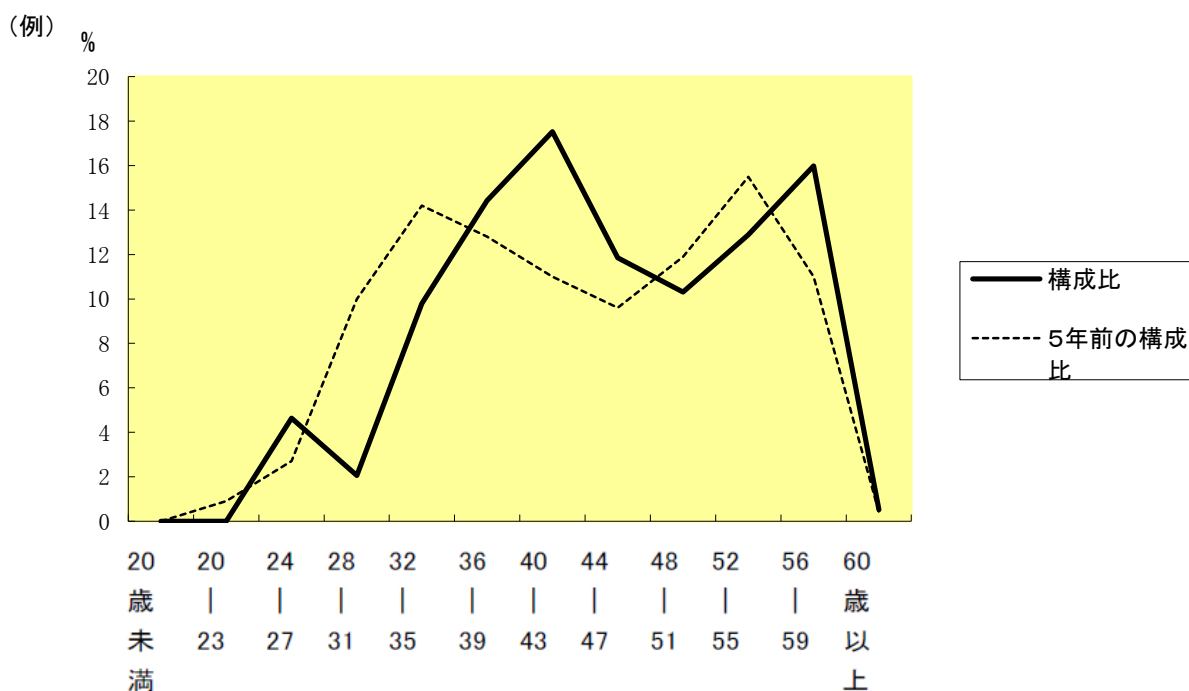
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	
		総務	33	31	2	国体推進による業務増
		税務	7	8	△1	
		民生	38	38	0	
		衛生	17	17	0	
		農林水産	28	29	△1	
		商工	4	6	△2	機構改革による減
		土木	15	15	0	
	計	145	147	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.81 人)	
	教育部門	28	30	△2		
消防部門	0	0	0			
小 計	173	177	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 162.87 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.09 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	8	8	0		
	水道	4	4	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	7	7	0		
	小 計	21	21	0		
合 計		194	198	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 182.64 人	
		[268]	[298]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	0人	9人	4人	19人	28人	34人	23人	20人	25人	31人	1人	194人

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
一般行政	164	156	151	149	147	145	△19 (△11.6%)
教育	32	31	31	30	30	28	△4 (△12.5%)
普通会計計	196	187	182	179	177	173	△23 (△11.7%)
公営企業等会計計	23	22	23	21	21	21	△2 (△8.7%)
総合計	219	209	205	200	198	194	△25 (△11.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。